

関東地方整備局告示第203号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年5月11日

関東地方整備局長 中島 威夫

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 県道大洗友部線改築工事（茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地地内から笠間市仁古田地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地地内
茨城県笠間市柏井字シモタ、字中田及び字下田並びに仁古田字堰場地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴地内から笠間市仁古田地内までの延長6,850mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道大洗友部線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道大洗友部線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により茨城県知事が県道に認定した路線であり、茨城県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、茨城県東茨城郡大洗町を起点とし、銚田市、東茨城郡茨城町を經由して笠間市に至る茨城県の県央地域を東西に横断する延長40,289mの幹線道路であり、沿線地域の生活の基盤路線であるとともに、大洗港、大洗海岸や涸沼等の観光地へのアクセス道として重要な役割を果たしている。また、近くに工業団地が立地されていることから、産業道路としての機能も求められているところである。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、家屋が連たんしているにもかかわらず、2.8mをはじめ、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づき必要な車道幅員である6mに満たない車道幅員狭小区間が約3,650mと現道の半分を占め、また、道路構造令に基づき必要な曲線半径80m未満の急カーブが10箇所も存している。さらに、現道の大半が通学路に指定されていながら、歩道未整備区間が約4,270mと現道の6割を占めるなど、幹線道路としての安全かつ円滑な交通が損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、新たに整備されるバイパスにおいては自動車の安全かつ円滑な交通が確保され、幹線道路としての機能が向上するとともに、現道においては通過交通の排除が可能となり、生活道路としての機能のさらなる悪化を防ぐものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準値

等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び埋蔵文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令第4種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成9年3月27日に決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幅員が狭小で、線形も不良であり、歩道と車道の区別のない混合交通となっていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県笠間市役所、同県東茨城郡茨城町役場